



一般財源とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源

- 市税・地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・
- 法人事業税交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・
- 環境性能割交付金・地方特例交付金・地方交付税・交通安全対策特別交付金